

議案第12号

調布市ちょうふの里条例及び調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月29日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、事業等の規定を改めるため、提案するものであります。

調布市ちょうふの里条例及び調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

(調布市ちょうふの里条例の一部改正)

第1条 調布市ちょうふの里条例(平成8年調布市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「ウ」を「エ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次条第2号ウに掲げる事業 次のいずれかに該当する者

ア 要支援被保険者

イ 法第10条の4第1項第2号の規定による措置を受けた者

ウ 被保護者

エ 介護支援給付受給者

オ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号に掲げる第1号被保険者

第4条第2号ア中「, 同法第8条の2」を「及び同法第8条の2」に改め、「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、同号ウ中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに掲げる第1号通所事業

第4条第3号アを次のように改める。

ア 介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援

第4条第3号エ中「ウ」を「オ」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「及びイ」を「からエまで」に改め、同号ウを同号オとし、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる第1号介護  
予防支援事業

ウ 介護保険法第115条の45第2項各号に掲げる事業

第5条第2項第1号中「アに」を「ア及びウに」に改め、同項第2号中「ウ」を「エ」に改める。

第6条第2号ア中「アに」を「ア及びウに」に改め、同号ウ中「ウに」を「エに」に改める。

第7条中「に掲げる」を「若しくは同項第3号イからエまでに掲げる」に改める。

第9条第1項第2号イ中「第3号」を「第4号」に、「ウ」を「エ」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 第3条第2項第3号ア，ウ，エ又はオに掲げる者が第4条第2号  
ウに掲げる事業を利用する場合 厚生労働省令の規定により算定し  
た額

第9条第2項中「及び同項第2号イ」を「，同項第2号イ及び同項第3号イ」に改める。

(調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正)

第2条 調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「サービスセンター」を「次条第1項各号に掲げるサービスセンターが行う事業」に改め、同項第1号中「又は」を「（以下「要介護被保険者」という。）又は」に、「要支援認定を受けた被保険者」を「要支援認定を受けた被保険者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、要介護被保険者にあつては、次条第1項第2号に掲げる事業の利用を除く。

第3条第1項第2号中「及び第3号」を削り、同項中第5号を第6号と

し、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に掲げる第1号被保険者。ただし、次条第1項第1号に掲げる事業の利用を除く。

第4条第1項第1号中「、同法第8条の2」を「及び同法第8条の2」に改め、「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに掲げる第1号通所事業

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援

第4条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる第1号介護予防支援事業

- (3) 介護保険法第115条の45第2項各号に掲げる事業

第5条第1項第1号中「第1号」を「第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第2号」を「第3号」に改める。

第6条第1項第1号中「第1号」を「第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第2号」を「第3号」に改める。

第9条第1項第2号中「第5号」を「第6号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第3条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる者が第4条第1項第2号に掲げる事業を利用する場合 厚生労働省令の規定により算定した額

第9条第2項中「第1号」を「第1号又は第2号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成28年10月1日から施行する。  
(調布市ちょうふの里条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援認定を受け，調布市ちょうふの里が行う事業を利用することができる被保険者で，当該要支援認定の期間の末日（以下「認定期限」という。）が施行日以後であるものに関する施行日から認定期限までの間における第1条の規定による改正後の調布市ちょうふの里条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第4条第2号ウの規定の適用については，同号ウ中「第1号通所事業」とあるのは，「第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」とする。
- 3 この条例の施行の際，第1条の規定による改正前の調布市ちょうふの里条例第4条第3号アに規定する相談支援事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）を利用している者が受けた相談支援事業の利用の承諾又は承認は，第1条の規定による改正後の条例第4条第3号ア又はイに掲げる事業の利用の承諾又は承認とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか，第1条の規定による改正後の条例の規定は，施行日以後のものについて適用し，施行日前のものについては，なお

従前の例による。

(調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に介護保険法の規定による要支援認定を受け、調布市国領高齢者在宅サービスセンターが行う事業を利用することができる被保険者で、認定期限が施行日以後であるものに関する施行日から認定期限までの間における第2条の規定による改正後の調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（以下「第2条の規定による改正後の条例」という。）第4条第1項第2号の規定の適用については、同号中「第1号通所事業」とあるのは、「第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」とする。
- 6 この条例の施行の際、第2条の規定による改正前の調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例第4条第2項第1号に規定する相談支援事業（改正法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）を利用している者が受けた相談支援事業の利用の承諾又は承認は、第2条の規定による改正後の条例第4条第2項第1号又は第2号に掲げる事業の利用の承諾又は承認とみなす。
- 7 前2項に規定するもののほか、第2条の規定による改正後の条例の規定は、施行日以後のものについて適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。